

秋の交通安全県民運動

9月21日(日)～30日(火)

重点運動1

歩行者の安全な道路横断方法などの実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服などの着用促進

秋口以降は日没時間が急激に早くなります。夕暮れ時や夜間は見通しが悪くなるため、交通事故が発生しやすいので、注意しましょう。

気をつけるポイント(歩行者編)

◆自転車や自動車の運転者から発見されやすいよう、反射材用品や明るい服装の着用を心掛けましょう。

◆近くに横断歩道があるときは、少し遠回りでも横断歩道を利用し、左右の安全確認をしましょう。

◆横断するときは、止まって、見て、合図を出して、車が確実に停止するのを待って、渡りましょう。

重点運動2

ながらスマホや妨害運転などの根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

スマートフォンなどを使用しながら自動車を走行させる「ながらスマホ」が要因となった交通事故のほか、妨害運転や無免許運転などの悪質・危険な運転による交通事故が発生しています。また、秋から冬にかけて、日の入

後は夕方の通勤・通学ラッシュが重なり交通事故が増加する傾向にあるため、運転に気を付けましょう。

気をつけるポイント(運転者編)

◆運転中のスマートフォンなどの通話や画面注視は、絶対にやめましょう。

◆夕暮れ時以降の早めのライト点灯や、対向車、先行車がない状況ではハイビームを活用しましょう。

重点運動3

自転車・特定小型原動機付自転車
の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

自転車と特定小型原動機付自転車(電動キックボードなど)は「車両」の仲間です。交通ルールを確認して安全に利用しましょう。

また、自転車・特定小型原動機付自転車の利用者は、ヘルメットを着用することが努力義務化されています。自分の命を守るためにもヘルメットを着用し、「自転車安全利用五則」など交通ルールを守り、安全に利用しましょう。

気をつけるポイント

◆安全な速度と方法で進行しましょう。(見通しの悪い交差点は徐行。止まれる標識があるときは必ず一時停止)

◆「ながら運転」は絶対にやめましょう。
◆自転車保険(特定小型原動機付自転車は自賠責保険)に加入しましょう。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

重点運動4

飲酒運転の撲滅

県内の本年6月末の飲酒運転による検挙件数は1486件(前年同期比+728件)と急増しています。

飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。

気をつけるポイント

◆飲酒するときの体調と翌日の運転予定を考慮して、「適正飲酒」を心掛けましょう。

◆飲酒して自転車に乗るのも飲酒運転となり、処罰の対象となります。お酒を飲んだの自転車運転は絶対やめましょう。

◆飲酒運転を見かけたら必ず110番通報しましょう。

自転車の交通反則通告制度導入

令和8年4月から
自転車に対する交通反則通告制度
(いわゆる青切符)が
導入されます!

自転車をはじめとする軽車両(重被牽引車を除く。)の運転者(16歳以上)が行った一定の違反行為は反則行為となり、自動車や原動機付自転車と同様に、交通反則切符による違反処理が行われます。自転車利用時の交通ルールの理解・遵守を徹底しましょう。

反則金額の例

- ◆携帯電話使用など 1万2000円
- ◆信号無視、通行区分違反(右側通行など) 6000円
- ◆指定場所一時不停止など、通行禁止違反 5000円
- ◆歩道徐行等義務違反 3000円



福岡県警察
ホームページ